

平成 30 年度第 1 回練馬区文化財保護審議会会議録

- ◆ 開催日時
平成 30 年 8 月 31 日（金）午後 2 時～午後 4 時
- ◆ 開催場所
練馬区役所 交流会場（本庁舎 20 階）
- ◆ 出席者
出席委員 3 名（会長、ほか 2 名）
区出席者 5 名（教育長、文化・生涯学習課長、ほか職員 3 名）
- ◆ 議事
1 諮問
2 審議
平成 30 年度登録文化財について
- ◆ 報告事項
1 平成 29 年度登録文化財の経過報告
2 登録無形民俗文化財「ちがや馬飾り」保持者の登録解除について
3 平成 30 年度文化財関連事業計画
- ◆ 公開可否
原則公開（傍聴人：なし）
- ◆ 配布資料
資料 1-1 平成 29 年度登録文化財関係（練馬区教育委員会告示第 8 号：写）
資料 1-2 平成 29 年度登録文化財関係（「ねりま区報」平成 30 年 3 月 1 日号：写）
資料 1-3 平成 29 年度登録文化財関係（「ねりまの文化財」第 102 号）
資料 2 練馬区登録無形民俗文化財の登録解除について
資料 3 平成 30 年度 文化財関連事業計画
資料 4 文化財保護法改正及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要
- ◆ 事務局
練馬区 地域文化部 文化・生涯学習課 伝統文化係
5984-2442

会議の要旨

< 会長 > 開会の挨拶

< 事務局 > 会議の成立について報告

< 教育長 > 諮問・挨拶

平成 30 年度練馬区登録文化財について、練馬区文化財保護条例に基づき、下記のとおり諮問いたします。平成 30 年 8 月 31 日 練馬区教育委員会

文化財を登録することについて、2 件、内容は別紙のとおりです。 （教育庁退席）

< 事務局 > 事務局異動職員の紹介

< 文化・生涯学習課長 > 挨拶
審議会の公開について

<事務局>

今回は諮問の段階ですので文化財の概要を紹介します。第2回で現地見学、第3回・第4回で答申文案をご検討いただくときに、文化財について詳しい内容を示して参ります。

<会長> それでは審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

<事務局>

文化財を登録することについて

1「金乗院山門」の説明

<会長>

1「金乗院山門」について、ご質問ご意見はありますか。

<副会長>

文化財の概要に「伝えられた」とありますが、何を根拠にしているのでしょうか。

<事務局> 昭和58年調査当時のご住職に聞き取りをしたものです。

<委員> 塗装は文化財の価値を損なうことになっていないでしょうか。

<事務局>

今年度、建築の文化財調査を行っています。次回の現地視察までに調査結果を提示し、答申文の検討の中でより詳しい内容を報告します。

<会長>

もう少し調査をしてもらって答申文には文化財の価値を詳しく提示していただきましょう。

<副委員> 答申文には金乗院の宗派を記載して下さい。

<事務局> そのようにいたします。

<会長> 金乗院に他の文化財はありますか。

<事務局> 区指定文化財に「金乗院の御朱印状」、区登録文化財に「金乗院の一石六地藏」、「金乗院の大イチョウ」があります。

<事務局>

文化財を登録することについて

2「山口家資料」の説明

<会長> 2「山口家資料」について、ご質問ご意見はありますか。

<副会長>

種子屋資料は前にも区登録・区指定文化財にしましたが、今回の山口家資料との違いは何ですか。

<事務局>

平成28年度区指定文化財となった田中家資料については、明治期から第二次世界大戦中までの年代のもので、種子屋の看板や種子袋のカタログなどもあります。一方、山口家資料は、文書類もありますが、大正期から昭和40年頃までの年代で、種子屋に関わる写真資料と種子屋の商売用具がよく残っていることが特徴です。

<副会長> 登録候補案から外した掛軸がありますが、理由は何ですか。

<事務局> 掛軸は破損がひどく、刷り物のため候補から外しました。

<副会長> この家の信仰、民俗等に関わるものなら、登録候補に検討してはどうでしょう。

<事務局> 次回の視察時にご覧いただき、先生方からご意見いただければと思います。

<委員> 山口家の種子屋としての営業は今も続いていますか。

<事務局>昭和40年に株式会社が解散し、それ以降は園芸店を営んでいます。

<会長>

3頁の文化財の概要文の8行目ですが、かっこ内は帝国種苗殖産株式会社の現在の場所のことですか。

<事務局>帝国種苗殖産株式会社は現在は営業していません。かつての所在地を現住所で記載しました。答申文案では書き方を工夫します。

<会長>3頁の文化財の概要文の11行目ですが、商売用具という言い方をしますか。

<事務局>他の文化財答申文の用語を参考にして、答申文案を検討します。

<会長>目録はいつ誰が作成したのですか。記載した方がいいです。

<事務局>寄贈を受けた際に一部目録を作成しており、それに追加する形で、今年度、伝統文化係で完成させたものです。調査年と調査者を記録しておきます。

<会長>山口家の家族に関する資料も一括して登録していくのでしょうか。

<事務局>

山口家資料は、大きくわけて種子屋資料、種子屋を営んでいた山口家の家族に関わる資料、北町の第二次世界大戦前の地域活動に関わる資料になります。種子屋関係資料は、区域の地域史上意義ある資料であり、これだけを登録候補にあげる案も検討しましたが、家族に関わる資料にも種子屋の店先で撮影した写真等もあり、種子屋を営んだ山口家の歴史として一括して保存した方がいいと判断し、登録候補案に含めました。また、地域に関わる資料には、戦前の地域活動のわかる資料が含まれており、区域にはこの年代の地域活動に関わる資料は他になく、今回の山口家資料として、一括して登録する案を提示しました。

<会長>

なるべく広く捉えて、区登録としていきたいという考えはわかりました。刊本も登録文化財にするのはどうしてでしょうか。

<事務局>

刊行物については、種子屋同志の情報交換の中で残されたものにあたる資料は、刊本でも登録候補に含めました。それ以外の刊行物は除外しています。

<副会長>

練馬区では、登録の場合は広く登録対象にしていますが、指定にしていく場合はもっと審議が必要であると思います。文化財の名称も、山口家資料か種子屋山口家資料か、検討する必要があります。

<事務局>

田中家資料の際は、種子屋だけの資料で登録案を提案したのですが、それ以外の資料も種子屋田中家の性格がわかるということで、一括して登録した経緯があります。今回はその考え方もふまえ、山口家の家族に関する資料と地域に関する資料も含めて登録候補を作成しました。

<会長>今後、資料群ごとの点数を提示してください。

<事務局>答申文には、山口家資料の3つの資料群について点数を記載します。

<委員>

古文書の視点からは、広く登録し、その後、指定するものを検討するという考えでいくのは良いと思います。練馬区では、平成25年度に森田家資料も一括して登録にしました。

<会長>

一つ思うのは、今回の資料は練馬区に寄贈されて、石神井公園ふるさと文化館に所蔵しています。そういう経緯があって登録をしていくということがわかった方がいいです。どこにでもある家の資料を調べて、どれも一括で登録にしていくと考え方で進めていくようになることが心配です。保存・活用できるものを登録・指定していくなど今後の方針の検討が必要でしょう。

<事務局>

今まで、区では登録した資料から重要なものを選んでそのまま指定にしていますが、区登録にした資料を部分的に指定にしていくという事例は今のところありません。登録自体も、ある程度の価値を見出して登録していくという考えで進めてきました。

<会長>

今回のように点数を多いものを登録していくことになった場合、2つの考え方があって、今までと同じようにそのまま一括して指定にもっていくやり方、または登録した文化財の資料群の中のいくつかを選抜して指定にしていくやり方があると思います。今後、行政としてどう対応していくのか検討することは非常に大切なところです。

<副会長>

登録文化財を指定にするというのは、資料整理ができたからということですか。登録にしたものが必ずしも指定になるとは限らないということですか。

<事務局>

区の登録文化財にしたものの中から、区指定文化財を決めています。順次区指定に格上げしているわけではありません。登録文化財の中で重要なものが指定となります。中には、登録の時に十分な調査が出来ていなく、調査後、さらに高い価値を見出すことができ指定にするということもあります。社会的変化の中で価値が出てきて指定にするということもあります。

<会長>

練馬区の場合は、登録文化財、指定文化財をどう分けているのですか。

<事務局>

登録文化財には、地域的特色や地域史上意義のあるものを登録しています。場合によっては地域の誇りとなるものや地域の方が大切にしているものを、区として必要なものとして登録しています。指定文化財は、登録文化財のうち、歴史上または学術的価値が高いものを指定しています。

<会長>

登録については、現在は指定と同じ手続きをして審議をしているので、区の大切なものを広く登録していくため、もっと簡単な手続きにしていくことも検討してはどうでしょうか。

<事務局> 今後、検討していきます。

<会長> 以上で審議を終了します。続いて、報告事項について事務局から説明をお願いします。

<事務局>

報告事項 1 平成 29 年度登録文化財の経過報告について

報告事項 2 登録無形民俗文化財「ちがや馬飾り」保持者の登録解除について

報告事項 3 平成 30 年度文化財関連事業計画

配布資料 1-1 平成 29 年度登録文化財関係（練馬区教育委員会告示第 8 号：写）

配布資料 1-2 平成 29 年度登録文化財関係（「ねりま区報」平成 30 年 3 月 1 日号：写）

配布資料 1-3 平成 29 年度登録文化財関係（「ねりまの文化財」第 102 号）

配布資料 2 練馬区登録無形民俗文化財の登録解除について

配布資料3 平成30年度 文化財関連事業計画

配布資料4 文化財保護法改正及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要

<会長> ご質問はございますか。

<副会長>

ちがや馬の保持者がお亡くなりになったので登録を解除していますが、一般的には、これは七夕行事の一部なので、個別の家ごとに登録文化財としていることに違和感があります。個人名は出さず地域名で登録・指定されていることが通常ですが。

<事務局>

ちがや馬飾りの習俗・風習を登録無形民俗文化財にしており、その保存をしている方の個人名を出しています。しかし、今回はこの習俗・風習を保存している方が亡くなり、後を継ぐ方がこの地域にいらっしゃらないので、登録を解除することになりました。

<会長> 以上で報告事項を終わります。続いて事務局から事務連絡をお願いします。

<事務局> 次回の文化財保護審議会（現地見学）の日程について説明

<会長> 本日はこれにて閉会いたします。ご協力ありがとうございました。